

# 市政トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

## 市民表彰式開催

市では、12月1日の市制施行日に、社会公共の福祉に尽力されるなど市民の模範となる方々の表彰を行います。市民の皆さんお誘い合わせのうえ、来場してください。  
 とき 12月1日(月) 午前10時～  
 ところ いきいき広場  
 問合せ先 市人事グループ  
 ☎52-11111 (内線309)



## 11(じゅう)月30(みそ)日 「年金の日」も!!

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用すると、いつでも年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、年金記録を基にさまざまなパターン試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで確認するか、ねんきんネット専用ダイヤルに問い合わせてください。  
 問合せ先

日本年金機構ホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp/>  
 ・ねんきんネット専用ダイヤル  
 ☎0570-0581555  
 ※050から始まる電話でかける場合  
 ☎03-6700-1144  
 受付時間  
 平日/午前9時～午後7時  
 第2土曜日/午前9時～午後5時

## 「(仮称)高浜市まちづくり協議会条例」素案に対する意見内容と行政の考え方・対応をお知らせします

各小学校区単位でまちづくりに取り組んでいる「まちづくり協議会」の要件を定める「(仮称)高浜市まちづくり協議会条例」素案に対する意見募集(パブリックコメント)を行ったところ、11件の意見が寄せられました。

その概要について、お知らせします。



▲ものづくり教室「昆虫づくりに挑戦」  
 (高浜南部まちづくり協議会)

意見募集期間 8月11日～9月1日	提出意見 11件	提出人数 1人	対応結果			
			①修正 1件	②原案どおり 7件	③意見として承り 2件	④その他 1件

※①修正=原案に対する意見に基づいて原案を修正したもの ②原案どおり=原案に対する意見を検討したが、原案どおりとしたもの  
 ③意見として承り=原案の内容以外の意見を承ったもの ④その他=感想や質問など

意見の対象箇所	意見概要	市の考え方	対応結果
第2条 用語の意味 (1)まちづくり協議会	素案の文面では、まちづくり協議会の構成は、町内会と市民公益活動団体の2つのみと誤解される可能性があるため、修正した方がよい。	意見をふまえ、まちづくり協議会は「小学校区を単位とする地域の市民により構成され、その地域内に所在する町内会その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体」と修正します。	①修正します
第4条 認定 (2)団体の代表者や役員 の選出など団体の運営が、規約に基づき行われている団体	この規定を載せる必要がないのではないかと。	規約には、各まちづくり協議会の運営にあたっての基本的事項が定められています。定められた規約に基づいて運営することが、まちづくり協議会の要件として不可欠であることから、この条文を設けています。	②原案どおりとします

問合せ先 市総合政策グループ ☎52-1111 (内線365)